

那須南病院整備検討委員会の運営に関する確認事項

1 検討委員会の所掌事務

当検討委員会は、基本構想検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、基本構想の原案その他基本構想の策定に係る必要事項についての検討を行い、原案として取りまとめ、組合長に答申する。

2 会議について

- (1) 会議については、原則として公開する。
- (2) 会議を公開することによって、議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合は、会議を非公開とすることができる。この場合、会議の非公開の決定は、委員長が検討委員会に諮って行う。

3 委員名簿について

氏名、検討委員会の役職名及び所属団体名等を記載した委員名簿を組合ホームページにおいて公開する。

4 会議資料について

会議資料については、原則として会議終了後に組合ホームページにおいて公開する。

5 傍聴について

- (1) 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）のため、会場の状況等に応じて適宜の数の傍聴席を設ける。
- (2) 傍聴人は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入する。
- (3) 傍聴人は、会場において会議の録音、写真撮影、動画撮影等をしてはならないものとする。ただし、あらかじめ検討委員会の許可を得たときは、この限りではない。
- (4) 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場する。
- (5) 委員長は、傍聴人が会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為を行ったときは、退場を命じることができる。

6 会議録の作成について

- (1) 会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成する。
 - ① 会議名、開催日時、開催場所、出席者
 - ② 議題
 - ③ 傍聴人の数
 - ④ 審議内容
 - ⑤ その他必要な事項
- (2) 会議録は、内部用会議録及び公開用会議録を作成し、内部用会議録については発言者名を記載し、公開用会議録については発言者名を記載せず「委員長、委員等」と記載する。
- (3) 公開用会議録については、組合ホームページにおいて公開する。